

平成 26 年度

内閣府官民人材交流センターの事務の運営状況等に関する報告等

平成 27 年 7 月 1 日

内閣府官民人材交流センター

1 官民人材交流センターの概要等

(1) 官民人材交流センターの設立、経緯

官民人材交流センター（以下「センター」という。）は、平成 19 年の国家公務員法の改正により、

① 職員の離職に際しての離職後の就職の援助

② 官民の人材交流の円滑な実施のための支援

を実施するため、平成 20 年 12 月 31 日に内閣府に設置された。

①に関しては、当初、退職を勧奨された者及び組織の改廃等による分限免職者等を対象として再就職支援を行っていたが、平成 21 年 9 月 29 日の閣議における鳩山内閣総理大臣の発言を受けて、それ以降は、組織の改廃等による分限免職者等以外の再就職支援は行わないこととされた。

その後、国家公務員の平均年齢が上昇している状況を踏まえ、職員の年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るため早期退職募集制度が導入されることになったが、民間企業では早期退職募集を効果的に行うため、再就職支援会社を活用することが相当程度普及していたことから、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成 24 年 8 月 7 日閣議決定）及び「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成 25 年 3 月 26 日閣議決定）を踏まえ、平成 25 年 10 月から民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うこととなった。

(2) 所掌事務について

事務の内容については、「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」（平成 26 年 6 月 24 日内閣総理大臣決定）（以下「運営指針」という。）に定められており、

① 職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関しては、

- ・ 応募認定退職者等を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する
- ・ 組織の改廃等に伴う分限免職者等に限り、国家公務員法第 106 条の 2 第 2 項第 3 号に基づき再就職支援を直接行うことができる
- ・ 関係機関と連携して、職員の再就職活動に資する業務を行うことができる（ただし、国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に規定される行為は行わない）

② 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関しては、

- ・ 府省等及び民間企業等に対する情報提供を行う
- ・ 官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動を行う

とされている。

センターは運営指針により、毎年度、内閣総理大臣に対して事務の運営の状況等について報告を行うもの（運営指針 3）とされており、本報告は、これに基づくものである。

2 事務の運営状況

(1) 職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務

ア 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施状況（注1）

民間の再就職支援会社を活用した再就職支援は、早期退職希望者の募集に応じて応募認定退職をする者に対して、センターが委託した民間の再就職支援会社（以下「支援会社」という。）が、以下の事を行うものである。

- ・ キャリアカウンセリング
- ・ 応募書類作成支援、面接対策、応募支援
- ・ 求人情報の開拓・提供
- ・ 再就職先の紹介・マッチング
- ・ 各種再就職セミナーの開催
- ・ 定着支援 等

（注1）本施策は、早期退職募集制度の施行に伴い平成25年10月から開始されたものであり、本報告においては、平成25年度及び26年度の運営状況を合わせて報告するものである。

（注2）平成25年度及び26年度においては、株式会社パソナに委託して実施した。

(ア) 支援会社による再就職支援の実施状況

○ 平成25年度の支援開始者

支援開始者数は21人である。平成26年度中にすべて支援を終了し、再就職者数は12人、再就職率は57.1%である。

○ 平成26年度の支援開始者

支援開始者数は35人である。平成26年度中に支援期間が終了した短期コースの2人は、共に再就職している。なお、残る33人は平成27年度に引き続き支援を継続している。

（平成27年3月31日現在）

支援開始年度	平成25年度				平成26年度			平成27年度支援継続
	支援開始	支援終了 （※2）	うち再就職 （※3）	再就職率	支援開始	支援終了 （※2）	うち再就職 （※3）	
短期コース （※1）	3人 (0人)	3人 (0人)	3人 (0人)	100.0% (0.0%)	7人 (1人)	2人 (0人)	2人 (0人)	5人 (1人)
長期コース （※1）	18人 (2人)	18人 (2人)	9人 (1人)	50.0% (50.0%)	28人 (0人)	—	— (※5)	28人 (0人)
合計	21人 (2人)	21人 (2人)	12人 (1人)	57.1% (50.0%)	35人 (1人)	2人 (0人)	2人 (0人)	33人 (1人)

※1 支援期間は短期又は長期のいずれかを選択する。長期コースは1年間。短期コースは、平成25年度開始者については3か月間、平成26年度開始者については6か月間である。

※2 再就職した人数、支援期間内に再就職せず期間が終了した人数を記載している。

※3 再就職には自営業を含む。

※4 同表の下段に記載する（ ）内の数は、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第27条に規定する本府省企画官相当職以上の官職の者の数を示し、上段の数の内数である。

※5 平成26年度開始者のうち長期コースの者については、支援期間が終了した者はいなかったが、平成27年3月31日までに再就職した者が2人いる。

(イ) 再就職支援の実施状況の公表

平成 25 年度（平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）における支援会社を活用した再就職支援の実施状況を、平成 26 年 9 月 19 日付けで、センターホームページに公表した（運営指針 1 (1)ホ）。

(ウ) 制度の周知等

支援会社を活用した再就職支援については、平成 25 年 10 月から開始したものであり、平成 25 年度及び 26 年度は、各府省の人事部局及び職員に対する新たな制度の周知と円滑な制度実施に努めた。

平成 25 年度、26 年度の各年度において、各府省の人事部局に対し、本施策に関する説明会を実施した。さらに、平成 26 年度においては、再就職支援サービスに係る職員のニーズを把握し、効果的な周知を行うため、個別に各府省と意見交換を行った。それらを踏まえ、再就職支援サービスの周知のための資料を新たに作成し、各府省の人事部局を通じて配布し、効果的な周知に努めた。

平成 27 年度は、更に制度の周知等について、努めていくこととしたい。

イ 組織の改廃等に伴う分限免職者等を対象としたセンターによる再就職支援の実施状況

平成 22 年度以降、国家公務員法第 78 条第 4 号の組織の改廃等に伴い、離職を余儀なくされることとなる職員がいなかったため、センターによる再就職支援は実施していない。

ウ 職員の再就職活動に資する業務の実施状況

職員の再就職活動に資するよう必要な知識・ノウハウ等を付与することを目的としたセミナー開催のための平成 27 年度実施経費を措置した。

(2) 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する事務

運営指針の「2 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する指針」に基づき、より多くの民間企業等に対し、官民人事交流制度に関する周知・広報及び情報提供等を行うため、以下の業務を実施した。

ア 説明会及び意見交換会の開催を通じた情報提供及び広報・啓発活動

全国の主要都市において、内閣人事局及び人事院とともに、「官民人事交流に関する説明会及び意見交換会（以下「説明会」という。）」を開催し、以下の事を行った。

- ・ 民間企業等に対する官民人事交流制度の説明
- ・ 官民人事交流の体験談の紹介
- ・ 各府省から官民人事交流の希望に関するPR
- ・ 府省と民間企業等との情報交換、意見交換 等

【平成26年度開催実績】

開催地	開催日	参加企業	参加府省	参加者
東京	平成26年10月8日	106	12	172
仙台	平成26年10月24日	15	5	25
福岡	平成26年11月7日	18	5	28
名古屋	平成26年11月20日	27	5	36
大阪	平成26年11月21日	26	6	37
東京	平成27年1月23日	29	10	56
計	5都市6回	221	43	354

イ 地方経済団体に対する情報提供及び広報・啓発活動

上記説明会の開催地以外の地域において、地方経済団体を個別に訪問し、官民人事交流制度の説明等を行った。

団体名	訪問日	参加企業	参加者
土佐経済同友会	平成26年7月14日	29	40
香川経済同友会	平成27年1月28日	16	19
大分経済同友会	平成27年2月26日	108	111
鹿児島県経営者協会	平成27年2月27日	88	90
計	4都市4回	241	260

ウ その他の団体に対する情報提供及び広報・啓発活動

官民人事交流制度のあらまし、官民人事交流経験者及び企業の人事担当者へのインタビュー等を掲載した広報用パンフレット等を活用して、経済団体及び平成26年度の制度改正により官民人事交流の対象に追加された法人（弁護士法人、医療法人、学校法人等。）の各団体に対し、官民人事交流制度の説

明、説明会及び意見交換会への参加依頼等を行った。

団体名	訪問日	団体名	訪問日
日本経済団体連合会	平成 26 年 7 月 15 日	日本私立大学協会	平成 26 年 8 月 25 日
日本公認会計士協会	平成 26 年 7 月 18 日	一般社団法人 日本私立大学連盟	
日本弁護士連合会	平成 26 年 9 月 4 日	社会福祉法人 全国社会福祉協議会	平成 26 年 8 月 26 日
一般社団法人 日本医療法人協会	平成 26 年 8 月 20 日	日本赤十字社	平成 26 年 9 月 11 日
一般社団法人 日本病院会		日本生活協同組合 連合会	平成 26 年 7 月 23 日
公益社団法人 全日本病院協会		認定特定非営利活動法人 日本NPOセンター	平成 26 年 7 月 22 日
公益社団法人 日本精神科病院協会			

エ その他の取組

センターホームページから、各府省及び人事院のホームページにリンクを設定し、任期付職員の選考採用情報など、国家公務員の採用に関する情報を集約の上、提供を行った。

平成 26 年度においては、全国の主要都市における説明会の開催等により、多数の民間企業等に対し、官民人事交流制度に関する情報提供及び広報・啓発活動を実施した。説明会の項目や内容については、参加企業等から一定の評価を受けており、官民人事交流の意義や制度の周知に効果があったと考えている。

今後は、更に内容の充実等を図り、実施していくこととしたい。

また、これらの取組に加え、センターホームページを通じた情報提供（説明会で紹介された官民人事交流の体験談の掲載など）の充実等により、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を推進していくこととしたい。

3 事務の運営の改善等に向けた提案

上記の運営の状況を踏まえ、事務の運営の改善等に向けて、以下のとおり提案する。

民間企業においては、従業員に対し、早い段階からキャリアデザインを主体的に考えさせる研修等を行っており、これにより、組織全体を通じた適切な人材配置、有効な人材活用や組織の活性化に繋がっているとされている。

しかしながら、国家公務員においては、このような取組が十分とは言えない状況にあるため、職員に対し、早期にキャリアデザインを考えさせるための取組を更に積極的に行うことが必要である。

国家公務員一人ひとりが、自身のキャリアデザインを主体的に考えられるようになると、公務内において能力が十分に発揮されるだけでなく、早期退職募集制度における応募認定退職の場合においても、再就職支援サービスを有効に活用し、自身のキャリアを活かした再就職を実現しやすくなることが考えられる。